

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	11 都道府県	1 所掌	06 管轄	113715 基幹番号	000 扶番号	被一括事業場番号
法人番号	1030001043184					

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間 [事業場外]									
			令和 6 年 8 月 1 日 ~ 令和 7 年 7 月 31 日		[] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日		起算日 令和 6 年 8 月 1 日 (毎月日)		法定労働時間を超える時間数			
派遣業	株式会社ビリーフクラブ春日部事業所	(〒344 - 0062) 埼玉県春日部市柏屋東二丁目3番40号 グレースビル橋本201号室 電話 048 (782) 7811	延長することができる時間数									
労働者派遣業			1日	1ヶ月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		法定労働時間を超える時間数		法定労働時間を超える時間数			
					法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1ヶ月	1年	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数
	取引先、官公庁等への対応	運搬・掃除・包装等従事者	420人	時間 分	5 時間 0 分	45 時間 0 分	360 時間 0 分					
	納期の逼迫、商品の破損等の品質問題対応 在庫確認対応、決算確定の為の処理	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	取引先、官公庁等への対応	事務従事者	12人	時間 分	5 時間 0 分	45 時間 0 分	360 時間 0 分					
① 下記②に該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合	事務・営業	12人	時間 分	5 時間 0 分	45 時間 0 分	360 時間 0 分					
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻						
	取引先、官公庁等への対応	運搬・掃除・包装等従事者	420人	[]	1か月	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分						
納期の逼迫、イベントにともなう業務の繁忙 在庫確認、決算確定の為の処理	[]	[]	[]	[]	2回							
	取引先、官公庁等への対応	事務従事者	12人	[]	1か月	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分						
取引先の都合、請求・支給の締めにとり業務を行う場合	営業・事務	12人	[]	[]	2回							

受付
令和 6 年 7 月 8 日
春日部労働基準監督署
(チェックボックスに蓋)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過してはならない。

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (5回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
											起算日 (年月日)
取引先、官公庁等への対応 納期の遅延、商品の破損等の品質問題対応 在庫確認対応、決算確定の為の処理	運搬・掃除・包装等従事者 製造・検査・出荷・倉庫内作業等	420人	時間 分	時間 分	6回	99時間 0分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
取引先、官公庁等への対応 取引先トラブル、クレーム、急な依頼	事務従事者 営業・事務	12人	時間 分	時間 分	6回	99時間 0分	時間 分	25%	720時間 0分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	その他	該当労働者に関する事前勧告									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) <input type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 <input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他							(具体的内容) 本社に相談に関する窓口を設置する。 利用時間：毎週火曜、木曜 9:00～12:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 6 年 7 月 8 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 営業
氏名 手島 啓吾

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 (投票)

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 6 年 7 月 8 日

春日部 労働基準監督署長殿

使用者 職名 株式会社ビリーフクラブ 代表取締役
氏名 太田 正

受付
令和 6 年 7 月 8 日
春日部労働基準監督署